通常版と家計急変版は、対象者が異なります。両方は申請できません。

保護者等全員の令和３年度（令和２年分）課税証明書で
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(０円)、または
生活保護(生業扶助)受給証明書が発行される場合は、
こちらで申請してください

非課税世帯

対象者

７月１日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します。

○保護者等が奈良県内に住所を有していること
※県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください

○**保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税（0円）**、または
生活保護(生業扶助)受給世帯であること（均等割は１円以上でもOK!）

○高校生等が高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者

【注意事項】
※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されている場合は対象外です。
※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
※１人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

支給額（年額）

生業扶助受給世帯	32,300 円
全日制・定時制	110,100 円【第１子】
	141,700 円【第２子以降】
通信制・専攻科	48,500 円

※新入生に対する早期支給の認定があった方は、上記の額から、早期支給額を差し引いた金額が支給額となります。

支給日

【在学する高等学校等の設定する期限までに提出】
提出期限後は受け付けできませんので、必ず提出期限内に申請書等を在学する高等学校等に提出してください。

●第一次提出期限までに提出されたもの
→審査のうえ、10月末頃支給予定

●第二次提出期限までに提出されたもの
→審査のうえ、12月末頃支給予定

※提出書類に不備等があった場合は、支給が遅れる可能性があります。

奈良県教育委員会事務局　学校支援課授業料奨学金係